

議案第77号

ベリーズ船籍貨物船重油流出事故災害の補償の和解について

次のとおり災害の補償に関し和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 和解の相手方

甲 マーシャル諸島共和国 企業

乙 中華人民共和国 企業

2 和解の要旨

(1) 平成14年3月31日に起こった甲所有のベリーズ船籍の貨物船アイガー号重油流出事故災害から生じた油濁損害に係る和解の相手方の県に対する補償金額（以下「補償金額」という。）は、金10,670,032円とする。

(2) 乙は、この和解が成立した日から2月以内に補償金額を県に支払うものとする。

3 和解の理由

乙がその選任した海事鑑定人による査定に基づいて、補償金額を確定したことにより、当該金額の支払を受けるために、和解するものである。